

告示

埼玉県告示第千十六号

平成二十七年埼玉県告示第九十三号（平成二十七年随時実施技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日

埼玉県知事 上田清司

一を次のように改める。

一 実施等級別職種

イ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、
プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレ
ス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金
作業）、工場板金（機械板金作業）、めつき（電気めつき作業、溶融亜鉛めつ
き作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具
仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作
業）、ダイカスト（ホットチャンダイカスト作業、コールドチャンダイカ
スト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転
電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器
具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線
板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調
和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品
製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既
製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作
業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、
家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボ
ール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱
製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック
成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形
作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工
作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコ
ン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼ
こ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、
とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管

(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

ロ 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装